

## 実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること
--------------	--------------------------------------

## 1. 政策体系上の位置付け

基本目標	Ⅱ	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	3	麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること
施策目標	3-1	規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること
個別目標	1	麻薬・覚せい剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬の適正な流通を確保すること
		(主な事務事業) ・麻薬取締事業 ・麻薬・覚せい剤原料不正流通防止対策事業 ・あへん供給確保事業
個別目標	2	麻薬・覚せい剤等の乱用防止を推進すること
		(主な事務事業) ・広報啓発事業 ・再乱用対策事業
個別目標	3	違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の取締りを推進すること
		(主な事務事業) ・違法ドラッグ対策事業
施策の概要（目的・根拠法令等）		
1 目的等 麻薬・覚せい剤等の不正流通を遮断するため、国内外の関係機関と協力して取締りを徹底するとともに、医療機関・薬局における医療用麻薬の適正使用を推進する。また、薬物乱用を未然に防止するため、薬物乱用の危険性を啓発する。さらに、麻薬・覚せい剤等の使用のきっかけとなる危険性のある違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の不正流通を遮断するため、幻覚等の作用を有する物質を指定薬物として指定し、その取締りを徹底する。		
2 根拠法令等 ○麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号） ○大麻取締法（昭和23年法律第124号） ○あへん法（昭和29年法律第71号） ○覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号） ○薬事法（昭和35年法律第145号）		
主管部局・課室	医薬食品局監視指導・麻薬対策課	
関係部局・課室	-	

## 2. 現状分析

我が国の薬物情勢は、検挙人員の大多数を占める覚せい剤事犯については、押収量は減少傾向にあったが平成19年においては増加し、検挙人員についても増減を繰り返している。また、大麻やMDMA等合成麻薬事犯については、平成19年において押収量

が前年より増加しているが、検挙人員については減少しているものの、検挙人員の約9割が初犯で、特に20歳代を中心とした若年層への乱用の拡大が顕著となっており、依然として深刻であり予断を許さない状況にある。関係機関が緊密な連携を取り、既に取締体制の充実強化が図られているが、一層の強化が求められている。

また、薬物乱用防止啓発活動についても引き続き国民全般（特に青少年）を対象として実施していく必要がある。

なお、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）については、薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下「改正薬事法」という。）が平成19年4月に施行され、指定薬物として指定することにより製造、販売、輸入等を禁止するなど実効ある取締が担保されたところであり、取組を進めている。

### 3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	薬物事犯の検挙人数(単位:人) (一)	17,555 【-%】	15,412 【-%】	16,231 【-%】	14,882 【-%】	15,175 (速報値) 【-%】
2	主な薬物の押収量(単位:kg) (一)					
	・覚せい剤	493.5	411.3	122.8	144.0	359.0
	・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂)	881.3 【-%】	970.1 【-%】	886.2 【-%】	332.6 【-%】	560.6 (速報値) 【-%】
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1及び2は、厚生労働省・警察庁・海上保安庁及び財務省(押収量のみ)の統計資料によるが、平成19年度の数値は速報値であり、平成20年9月に確定値等を公表予定である。						

#### 施策目標の評価

##### 【有効性の観点】

薬物乱用対策推進本部が策定した「薬物乱用防止新5か年戦略」や犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」の下、青少年等の薬物乱用の根絶のための各種啓発活動、国際的密輸入事犯や組織的密売事犯への対応をはじめ、関係省庁、関係機関との連携を密にした協力体制を確立することによる、総合的な取締対策を推進している。

規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止の推進に係る施策においては、徹底した取締りや各種媒体を利用した全国的な啓発等の結果、薬物事犯の検挙人員については各年において数値にバラツキは見られるものの、一定の水準で推移している。主な薬物の押収量については、近年減少傾向にあったが平成19年は増加した。これは、違法薬物にかかる供給遮断・需要削減のための取締を実施した結果、水際での大量押収や末端乱用者の検挙に至ったものであり、一定の成果は上げていると評価できる。

##### 【効率性の観点】

また、取締事業においては、麻薬等についてインターネット上で販売広告を行う事犯、イラン人密売組織等を多数検挙し、また大麻やMDMA等合成麻薬については若年層を中心に重点的な取締りを行う等、効果的な取締を行っている。

##### 【総合的な評価】

以上のように、各種施策の推進により、目標達成に向け一定の成果を上げていると評価できる。しかしながら、検挙人員、押収量からみても薬物事犯が深刻な状況であることに変わりがないことから、今後とも薬物対策関係省庁等との捜査協力や情報交換を通じて緊密な連携を図ることにより啓発活動や取締体制の充実強化を進めることが必要である。

なお、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）については、改正薬事法に基づき、指定薬物として指定し、製造、輸入、販売等を禁止し、買上調査に基づく立入検査やイン

ターネット上での販売広告の監視を行うとともに、パンフレットの配布等による啓発活動を行っており、不正流通及び乱用防止の推進を図っているが、より実効あるものとするため、都道府県も含め、引き続き監視・指導体制を充実させ、取締を強化する必要がある。

#### 4. 個別目標に係る評価

個別目標 1						
麻薬・覚せい剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬の適正な流通を確保すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	薬物事犯の検挙人数(単位:人)	17,555	15,412	16,231	14,882	15,175
	(一)	【-%】	【-%】	【-%】	【-%】	(速報値)
	※施策目標に係る指標1と同じ					【-%】
	うち覚せい剤事犯の検挙人数	14,747	12,397	13,549	11,821	12,211
	(単位:人)					(速報値)
	(一)	【-%】	【-%】	【-%】	【-%】	【-%】
	主な薬物の押収量(単位:kg)					
	(一)	493.5	411.3	122.8	144.0	359.0
	・覚せい剤	881.3	970.1	886.2	332.6	560.6
	・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂)	【-%】	【-%】	【-%】	【-%】	(速報値)
	※施策目標に係る指標2と同じ					【-%】
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1及び2は、厚生労働省・警察庁・海上保安庁及び財務省(押収量のみ)の統計資料によるが、平成19年度の数値は速報値であり、平成20年9月に確定値等を公表予定である。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	麻薬業務所等への立入検査件数	92,053	103,329	100,922	102,290	107,553
	(単位:件)	【-%】	【-%】	【-%】	【-%】	(速報値)
	(一)					【-%】
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、医薬食品局監視指導・麻薬対策課の調べによるが、平成19年度の数値は速報値であり、平成20年9月に確定値等を公表予定である。						
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>薬物事犯の検挙人数については、近年増減を繰り返しており、平成19年は速報値で15,175人となった。また、主な薬物の押収量については、近年減少傾向にあったが平成19年は増加した。これは、違法薬物にかかる供給遮断・需要削減のための取締を実施した結果、水際での大量押収や末端乱用者の多数の検挙に至ったものである。</p> <p>麻薬等取締事業については、巧妙化・潜在化する密売事犯に対し、麻薬取締官を増員して情報収集体制の強化及び捜査企画体制の構築を図り、関係機関と連携する等してインターネット上で販売広告する事犯、イラン人密売事犯の取締を実施した。また、日本で最も乱用されている覚せい剤については、覚せい剤を巧妙に隠匿・携行して本邦に持ち込む携帯密輸事犯等を中心とした取締りを実施する等取締を強化した。</p> <p>また、近年増加傾向にあり若年層を中心に濫用されている大麻やMDMA等合成麻薬事犯に対しては、麻薬の譲り受け捜査を実施する等して効果的な取締りを行っている。また、麻薬・覚せい剤等の不正流通防止対策事業については、医療機関や薬局等に対する立入検査等により適正使用・管理を行うよう監視・指導すると共に、特に悪質な違反者に対しては捜査を実施して立件する等しており、横流れ等不正流通の防止に寄与した。</p>						

ものと評価できる。

薬物事犯の検挙人数については、増減を繰り返しつつおおむね例年と同じ水準で推移しており、乱用者等増加の歯止めが認められ、一定の成果を上げ評価できるものの、覚せい剤検挙者数は1万人を超す水準で推移していることから、引き続き麻薬取締官を増員する等して取締を強化する必要がある。

また、医療用麻薬の適正な流通の確保に関して、医療用麻薬等の原料として必要不可欠なあへんについては、国の一元管理による効果的な流通及び監視の実施により乱用や横流れ等を防止しつつ、国内における必要量を把握し輸入することでその供給を確保した。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	麻薬取締事業
平成19年度 予 算 額	540百万円（補助割合：〔国10／10〕 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：麻薬等の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡について必要な取締等を行う。	
事務事業名	麻薬・覚せい剤原料不正流通防止対策事業
平成19年度 予 算 額	3百万円 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：麻薬・覚せい剤の原料等の不正流通を防止するために、関係機関（海外を含む）との情報交換等を行う。	
事務事業名	あへん供給確保事業
平成19年度 予 算 額	1,193百万円（補助割合：〔国10／10〕 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：あへん法に基づき、医療及び学術研究に利用するあへんの供給の適正を図るため、あへんの輸入、収納、売渡などのあへん事業の運営を行う。	

個別目標2						
麻薬・覚せい剤等の乱用防止を推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	薬物事犯の再犯者数(覚せい剤) (単位:人) (一)	7,907 【-%】	6,840 【-%】	7,438 【-%】	6,421 【-%】	6,807 (速報値) 【-%】
2	再犯者数の検挙者中に占める割合 (単位:%) (一)	53.4 【-%】	55.2 【-%】	54.9 【-%】	54.3 【-%】	55.7 (速報値) 【-%】
3	未成年者の主な薬物事犯検挙人数 (単位:人) (一)	748 【-%】	685 【-%】	683 【-%】	525 【-%】	524 (速報値) 【-%】
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1、2及び3は、厚生労働省・警察庁・海上保安庁及び財務省(押収量のみ)の統計資料によるが、平成19年度の数値は速報値であり、平成20年9月に確定値等を公表予定である。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	啓発資材の配布部数 (単位:万部) (一)	371 【-%】	375 【-%】	1,079 【-%】	1,211 【-%】	488 【-%】
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、監視指導・麻薬対策課が配布した実績数である。 ・平成17年度は、大麻・MDMAに係るリーフレット750万部を配布(中1～高3) ・平成18年度は、違法ドラッグに係るリーフレット760万部を配布(中1～高3)						
個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>現在、初犯者拡大防止のため啓発活動に取り組んでいるが、薬物事犯においては特に青少年による乱用が問題となるため、MDMA等合成麻薬や大麻及び違法ドラッグに特化した啓発読本を中・高校生へ配布した他、小学6年生の保護者を対象とした啓発読本、無職・有職青少年を対象とした啓発読本を配布した。</p> <p>これらの施策を講じることにより、青少年を中心とする一般国民の薬物乱用の危険性や有効性等に対する認知度が高まり、未成年の主な薬物事犯検挙人数は減少傾向にある。よって、広報啓発活動については一定程度効果をあげていると評価できる。これまで様々な媒体により多様な広報啓発活動を推進してきたところであるが、今後とも、薬物乱用防止等について国民の理解を更に深めてもらうための効果的な広報の在り方について検討しつつ、広報啓発活動の一層の充実に努める必要がある。</p> <p>また、覚せい剤事犯の特徴として、再犯者の比率が高いことがあげられるが、平成19年における検挙人員のうち、再犯者は、6,807人(55.7%)と半数以上を占めた。再犯者の割合が低下するという事は、逆に初犯者の割合が増加を示すもので、一般人でも麻薬・覚せい剤等を入手し易くなったということが背景にあるとうかがわれることになる。しかしながら、薬物事犯の再犯者数の検挙者中に占める割合が例年とおおむね同水準で推移しており、初犯者の割合についても同水準で推移しているということになる。初犯者拡大防止の観点からは、青少年による乱用が問題になるのは前述したところであるが、このことから、対象となりえる若年者層に対する普及・啓発活動に一定の効果があったことがわかる。</p> <p>一方、再犯者数は依然として高い水準にあり、薬物依存・中毒者の再乱用防止対策を推進していく必要があると考えられる。平成19年度においては、そのため各種施策が講じられおり、全国6ブロックにおいて「薬物中毒者連絡会議」が開催され、薬物依存・中毒者の治療・社会復帰に関わる諸機関の専門家が意見交換を行い、連携強化が図られている。また、全国数カ所においては「再乱用防止講習会」が開催され、意見交換や</p>						

講演等を通して、薬物相談担当者等の中の薬物依存等に対する知識、技能の向上が図られている。また、新たな取組として薬物相談担当者等に対して「相談員マニュアル」を作成し、薬物依存者等の家族に対しては、薬物依存に関わる情報や質疑応答などについて記載した「家族読本」を作成したところである。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	広報啓発事業
平成19年度 予 算 額	211百万円（補助割合：[国10/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：麻薬及び覚せい剤の撲滅を図るため、「薬物乱用防止キャラバンカー」の学校等への派遣、各種啓発資材の作成・配布等、「学校・教育の場」、「地域・家庭の場」等における、青少年等への重点的な薬物乱用防止対策等を行う。	
事務事業名	再乱用対策事業
平成19年度 予 算 額	8百万円 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：薬物の再乱用を防止するために、薬物乱用者及びその家族に対して、相談事業の周知とともに、相談体制の充実を図るなどの支援を行う。	

個別目標3 違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の取締りを推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 （達成水準／達成時期）						
※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	指定薬物又はその疑いがある物品を発見した場合において、これらの物を製造・輸入・販売等した者に対する立入検査件数（単位：件数） （－）	－	－	－	－	2 【－％】
（調査名・資料出所、備考） ・指標1は、医薬食品局監視指導・麻薬対策課調べによるが、平成19年度から施行された制度に関する事項であるため、平成18年度以前の数値はない。						
個別目標3に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）						
<p>改正薬事法により、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）について、中枢神経系の興奮若しくは幻覚等の作用があり、人の体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあれば、指定薬物として、製造、輸入、販売、授与又は販売等の目的での貯蔵若しくは陳列が規制されることとなり、平成19年4月から施行された。</p> <p>平成19年度は違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）についての買上調査（成分分析を含む）において指定薬物が検出された2件について立入検査が実施された。買上調査により指定薬物を検出することで、販売禁止等の指導を適切に行うことができたといえる。</p> <p>このほか、国・都道府県等によるインターネット上での販売広告の監視及びパンフレットの配布等による啓発活動を行っており、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の不正流通及び乱用防止の取締りは有効かつ効率的に行われていると評価できる。</p> <p>平成20年度においても買上調査や啓発活動により違法ドラッグの取締りの充実を図ることとしている。</p>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：違法ドラッグ対策事業						
平成19年度：97百万円（補助割合：[国10/10]）						
予 算 額：一般会計、年金特会、年金特会、その他（ ）						
実施主体：本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（保健所設置市、特別区）						
概要：違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）について、買上調査及び分析を行い、麻薬指定も視野に入れて、十分な科学的資料を整備する。						

## 5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率
指標 1 目標達成率 -% 指標 2 目標達成率 -% (目標達成率を算定できない場合、その理由) ・指標 1 及び 2 は、検挙者数や押収量について目標を設定して取締りを行う施策ではなく、国家の治安維持及び国民の保健衛生の向上を目的とした、薬物事犯の取締りや薬物乱用防止啓発活動を実施するための施策であり、目標の設定は困難であるため。
2 評価結果の政策への反映の方向性
i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 (iii) 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) (理由) 薬物乱用防止にかかる広報啓発活動については、厚生労働省のみならず、政府全体で様々な媒体により多様な広報啓発活動を推進してきたところであるが、今後とも、薬物乱用防止等について国民の理解を更に深めてもらうための効果的な広報の在り方について検討しつつ、広報啓発活動の一層の充実に努める必要がある。  最近の薬物事犯の特徴は、従来の暴力団に加え、イラン人等外国人犯罪組織による組織的密売の増加や検挙者の国籍の多様化のほか、携帯電話やインターネットを用いた密売など、複雑かつ巧妙化している。これらに対応すべく捜査体制を強化するために麻薬取締官の増員が必要と考えられる。
3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)
(施策目標に係る指標) i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討  (個別目標に係る指標) i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討 (理由)

## 6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等) なし。
②各種政府決定との関係及び遵守状況 ○平成15年7月に薬物乱用対策推進本部が決定した「薬物乱用防止新5か年戦略」、同年12月に犯罪対策閣僚会議が決定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」等に基づき、青少年を中心に薬物乱用防止のための各種啓発活動を推進している。 ・「薬物乱用防止新5か年戦略」(目標1より抜粋) 中・高校生を中心に薬物乱用の危険性の啓発を継続するとともに、児童生徒以外の青少年に対する啓発を一層工夫充実し、青少年による薬物乱用の根絶を目指す。 ・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(「第4-2(1)啓発の充実等による青少年の薬物乱用の根絶」より抜粋) 薬物乱用防止教室の開催及び地域や家庭における啓発活動の推進等により、児童・生徒を始めとする青少年に対する薬物乱用防止教育を充実するとともに、各種啓発活動の全国展開等薬物乱用の根絶等を訴える広報啓発活動を効果的に推進する。  ○取締り活動についても、平成15年7月、「薬物乱用防止新5か年戦略」及び「薬物密輸入阻止のための緊急水際対策」を策定。 また、平成15年9月、「現在の日本の治安は危険水域にある」との認識から、

全閣僚が参加した犯罪対策閣僚会議を開催するとともに、同年12月「犯罪に強い社会の実現ための行動計画」を策定。

・「薬物乱用防止新五か年戦略（目標2）」

薬物密売組織の壊滅を図るとともに、末端乱用者に対する取締りを徹底する。」との方針に基づき、麻薬取締官を増員する等して暴力団、イラン人等外国人密売組織の取締りを強化しているとともに、ますます巧妙化している密売方法に的確に対処し、また、末端乱用者の検挙の徹底を図っている。

・「薬物乱用防止新五か年戦略（目標3）」

「薬物の密輸を水際でくい止めるとともに、薬物の密造地域における対策への支援等の国際協力を推進する」との方針に基づき、密輸事犯の検挙を進めるとともに、国際会議への出席や職員のパ遣等を通じて外国当局等との関係強化を図っている。

・「薬物密輸入阻止のための緊急水際対策」

「薬物の密輸を水際で食い止める上での海路対策の重要性にかんがみ、関係省庁が一体となって水際対策を重点的に行う」との方針に基づき、捜査体制を強化して密輸事犯の情報収集・分析能力の向上を図るとともに、警察・税関等関係機関との連携を強化し合同取締り等を実施している。

・「犯罪に強い社会の実現ための行動計画」

「国民の治安に対する不安感を解消し、犯罪の増勢に歯止めをかけ、治安の危機的状況を脱する」との方針に基づき、薬物犯罪等から経済、社会を防護するため、暴力団やイラン人等外国人薬物密売組織の壊滅、末端乱用者の検挙、薬物密輸の水際での阻止等薬物事犯取締りの徹底等を図っている。

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況  
なし。

④会計検査院による指摘  
なし。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項  
なし。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。